

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者の選定結果について

- 1 指定管理者
横浜市老人クラブ連合会
- 2 指定期間
平成18年4月1日から平成23年3月31日
- 3 募集期間
平成17年8月1日から平成17年9月9日
- 4 選定の経緯
 平成17年7月6日 港北区指定管理者選定委員会
 (選定方法、評価基準、公表内容、募集要項等の決定等)
 平成17年7月27日 港北区指定管理者選定委員会区民施設作業部会
 (評価方法の決定等)
 平成17年8月1日 募集要項配布開始
 平成17年8月9日 応募者説明会(5団体参加)
 平成17年8月11日 施設見学会
 平成17年9月9日 応募書類受付の終了
 平成17年9月21日 港北区指定管理者選定委員会区民施設作業部会
 (面接審査・評価検討)
 平成17年9月28日 港北区指定管理者選定委員会
 (候補団体の選定、候補団体の選定)
 平成17年12月22日 平成17年第4回横浜市会定例会において指定議案可決
 平成18年2月7日 区長による指定管理者の指定

- 5 選定委員会
 港北区指定管理者選定委員会
 委員長 酒匂 芳興 副区長(総務部長) 区民施設作業部会
 入江 直子 (区民施設見識者) 部会長 山本 敏昭 地域振興課長
 岡 幹絵 (区民施設見識者) 西富 房江 利用者代表
 川原 美智子 (福祉施設見識者) 松田 正樹 利用者代表
 熊谷 徹子 (福祉施設見識者) 上條 良子 利用者代表
 根本 久 福祉保健センター担当部長 増渕 登喜男 利用者代表
 下田 康晴 区政推進課長

- 6 応募団体(応募順)
 社会福祉法人 奉優会
 財団法人 横浜市老人クラブ連合会

7 選定結果

| 項目(配点) | 優先交渉権者 | 第2位交渉権者 |
|----------------|------------------|------------|
| | 財団法人 横浜市老人クラブ連合会 | 社会福祉法人 奉優会 |
| 管理運営(300) | 290 | 267 |
| 高齢者に対する配慮(125) | 120 | 116 |
| 自主事業(75) | 67 | 57 |
| 経費(100) | 91 | 64 |
| 合計(600) | 568 | 504 |

港北区老人福祉センター指定管理者評価基準

老人福祉センター指定管理者の選定に当たっては、

老人福祉センターの設置理念に基づく運営が図られること

指定期間中、安定した運営を行うことができること

施設の管理経費の縮減が図られるものであること

応募する施設に対する運営の考え方が確立していること

高齢者に配慮した運営ができること

利用者ニーズにあわせた事業が実施できること

等を基準に、老人福祉センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるかを総合的に判断します。

評価は、次の評価項目に沿って行います。

(1) 地域の高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、各種相談や教養の向上、趣味などの機会の提供を通じて高齢者の社会活動を支援して行くという老人福祉センターの設置目的に基づいた運営方針が示されていること。

- ・ センター設置の基本理念や区の特徴の理解があるか
- ・ 高齢者ニーズとセンター運営方針が示されているか
- ・ 利用者が求める満足度に理解があるか
- ・ 施設の管理及び運営の実績や高齢者福祉活動の実績があるか。
- ・ 管理運営の体制はあるか
- ・ 職員の資質向上の研修体制があるか
- ・ 個人情報保護の理解や体制があるか
- ・ 苦情受付体制とその解決方法があるか
- ・ 防犯、防災など危機管理体制はあるか
- ・ 高齢者支援の情報提供について提案があるか

(2) 高齢者への配慮

- ・ 健康づくりや介護予防の推進に積極的であるか
- ・ 仲間づくりの支援策があるか
- ・ 高齢者の安心利用に対し積極的な取組みがあるか
- ・ 高齢者の見守りとプライバシーに理解があるか

(3) 自主事業

- ・ 自主事業の意義や果たす役割への理解があるか。
- ・ 利用者の要望の把握と、利用者のニーズを反映できる事業計画であるか。
- ・ バリエティーに富んだ自主事業計画か

(4) 経費

- ・ 経費節減につながる効率的な運営が行えるよう、提案があるか。
- ・ 設備管理の工夫による経費節減の提案はあるか
- ・ 管理運営経費の内容が適正で金額が低額か